

労働安全衛生法 各種手数料 収入印紙金額表（抜粋）

平成 16 年 3 月 29 日施行

対象	検査の種類	区 分				手数料		
						紙申請	電子申請	
ボイラー	構造検査 使用検査 性能検査 使用再開検査	伝熱面積（単位：㎡）				5 未満	17,600	17,200
						5 以上 10 未満	21,500	21,000
						10 以上 40 未満	30,400	30,000
						40 以上 100 未満	35,500	35,000
						100 以上 200 未満	43,200	42,800
						200 以上 300 未満	50,600	50,100
						300 以上 500 未満	58,400	57,900
						500 以上 700 未満	73,900	73,400
	700 以上	81,700	81,200					
	溶接検査	胴又は管寄せを溶接する場合	胴又は管寄せの長手方向における溶接部分の長さの合計（単位：m）	5 未満	胴又は管寄せの最大内径（単位：m）	0.5 未満	21,300	20,800
						0.5 以上 1 未満	33,400	33,000
						1 以上	45,600	45,200
				5 以上 10 未満	胴又は管寄せの最大内径（単位：m）	0.5 未満	29,400	28,900
						0.5 以上 1 未満	37,500	37,000
						1 以上	49,700	49,200
		10 以上	胴又は管寄せの最大内径（単位：m）	0.5 未満	33,400	33,000		
				0.5 以上 1 未満	41,600	41,100		
				1 以上	61,900	61,400		
		鏡板・管板・天井板・炉筒又は火室のみを溶接する場合	鏡板・管板・天井板・炉筒又は火室の最大内径（単位：m）	0.5 未満	21,300	20,800		
				0.5 以上 1 未満	33,400	33,000		
1 以上				61,900	61,400			
水管ボイラー				100 未満	13,100	12,600		
水管ボイラー				100 以上 300 未満	24,100	23,700		
水管ボイラー				300 以上 500 未満	31,500	31,000		
水管ボイラー				500 以上	42,500	42,000		
落成検査	水管ボイラー以外のボイラー		伝熱面積（単位：㎡）		40 未満	9,500	9,000	
					40 以上 100 未満	11,300	10,800	
					100 以上	16,800	16,300	
					100 以上	16,800	16,300	
変更検査	溶接による変更の場合	水管ボイラー	伝熱面積（単位：㎡）		100 未満	12,700	12,300	
					100 以上	20,100	19,600	
					水管ボイラー以外のボイラー	40 未満	12,700	12,200
						40 以上	16,400	15,900
	溶接によらない変更の場合	水管ボイラー	伝熱面積（単位：㎡）		100 未満	12,700	12,300	
					100 以上	16,400	15,900	
					水管ボイラー以外のボイラー	40 未満	9,100	8,600
						40 以上	12,700	12,300

対象	検査の種類	区 分				手数料					
						紙申請	電子申請				
第一種圧力容器	構造検査 使用検査 性能検査 使用再開検査	内容積（単位：m ³ ）				0.5 未満	9,900	9,400			
						0.5 以上 1 未満	13,800	13,300			
						1 以上 2 未満	17,600	17,200			
						2 以上 5 未満	21,500	21,000			
						5 以上 10 未満	25,800	25,300			
						10 以上 30 未満	33,500	33,100			
						30 以上 60 未満	37,800	37,300			
						60 以上	41,700	41,200			
	溶接検査	胴又は管寄せを溶接する場合	胴又は管寄せの長手方向における溶接部分の長さの合計（単位：m）	5 未満	胴又は管寄せの最大内径（単位：m）	0.5 未満	21,300	20,800			
						0.5 以上 1 未満	33,400	33,000			
						1 以上	45,600	45,200			
				5 以上 10 未満	胴又は管寄せの最大内径（単位：m）	0.5 未満	29,400	28,900			
						0.5 以上 1 未満	37,500	37,000			
						1 以上	49,700	49,200			
		10 以上	胴又は管寄せの最大内径（単位：m）	0.5 未満	33,400	33,000					
				0.5 以上 1 未満	41,600	41,100					
				1 以上	53,800	53,300					
		鏡板・管板・天井板・炉筒又は火室のみを溶接する場合	鏡板・管板・天井板・炉筒又は火室の最大内径（単位：m）	0.5 未満	21,300	20,800					
				0.5 以上 1 未満	33,400	33,000					
				1 以上	53,800	53,300					
内容積（単位：m ³ ）				5 未満	5,400	4,900					
内容積（単位：m ³ ）				5 以上	9,100	8,600					
内容積（単位：m ³ ）				5 以上	9,100	8,600					
落成検査	溶接による変更の場合		内容積（単位：m ³ ）		5 未満	9,100	8,600				
					5 以上	12,700	12,300				
					溶接によらない変更の場合				5 未満	5,400	4,900
					溶接によらない変更の場合				5 以上	9,100	8,600

労働安全衛生法 各種手数料 収入印紙金額表（抜粋）

平成 16 年 3 月 29 日施行

対象	機械の種類	区分	検査の種類		手数料			
					製造/使用/落成/性能 使用再開検査		変更検査	
					紙申請	電子申請	紙申請	電子申請
クレーン・移動式クレーン・デリック	ジブクレーン(壁クレーンを除く)・橋型クレーン・ケーブルクレーン・アンローダー・移動式クレーン(浮きクレーンに限る)・ガイデリック及びスチフレグデリック	つり上げ荷重 (単位：t)	5未満		28,900	28,400	10,900	10,400
			5以上 10未満		38,100	37,600	15,500	15,000
			10以上 20未満		47,800	47,300	20,100	19,600
			20以上 50未満		59,900	59,500	29,300	28,800
			50以上 100未満		79,300	78,900	38,400	38,000
			100以上 200未満		93,900	93,400	47,600	47,100
			200以上 500未満		113,300	112,800	61,400	60,900
			500以上 1000未満		132,700	132,200	75,100	74,700
	1000以上		152,100	151,600	88,900	88,400		
	天井クレーン	つり上げ荷重 (単位：t)	5未満		16,300	15,800	7,200	6,800
			5以上 10未満		22,100	21,600	10,900	10,400
			10以上 20未満		29,800	29,400	15,500	15,000
			20以上 50未満		40,500	40,100	23,900	23,400
			50以上 100未満		55,100	54,600	31,100	30,600
			100以上 200未満		71,600	71,100	42,100	41,600
	200以上 500未満		93,900	93,400	49,400	49,000		
	500以上		125,000	124,500	57,700	57,200		
	移動式クレーン (浮きクレーンを除く)	つり上げ荷重 (単位：t)	5未満		15,300	14,800	6,300	5,800
			5以上 10未満		21,100	20,700	9,100	8,600
			10以上 20未満		28,900	28,400	14,600	14,100
			20以上 50未満		38,800	38,300	21,900	21,400
			50以上 100未満		55,100	54,600	29,300	28,800
	100以上 200未満		71,600	71,100	38,400	38,000		
	200以上		93,900	93,400	49,200	48,800		
	上記以外のクレーン 及びデリック	つり上げ荷重 (単位：t)	5未満		13,400	12,900	5,500	5,000
			5以上 10未満		19,200	18,700	9,100	8,600
			10以上 20未満		23,600	23,100	12,700	12,300
			20以上 50未満		32,300	31,800	20,100	19,600
50以上 100未満				45,400	44,900	27,400	26,900	
100以上 200未満				55,100	54,600	34,800	34,300	
200以上		76,000	75,500	42,100	41,600			

対象	区分	検査の種類	手数料			
			落成/性能/使用再開検査		変更検査	
			紙申請	電子申請	紙申請	電子申請
エレベータ	積載荷重(単位：t)	2未満	19,800	19,300	10,900	10,400
		2以上	28,000	27,600	16,400	15,900

対象	区分	検査の種類	手数料			
			落成検査		変更検査	
			紙申請	電子申請	紙申請	電子申請
建設用リフト	高さ (単位：m)	30未満	14,300	13,800	10,900	10,400
		30以上 50未満	21,600	21,100	15,500	15,000
		50以上	29,000	28,500	20,100	19,600

対象	区分	検査の種類	手数料	
			製造/使用/変更/性能 使用再開検査	
			紙申請	電子申請
ゴンドラ	積載荷重 (単位：t)	0.25未満	12,200	11,700
		0.25以上	18,000	17,500
		0.25以上	23,800	23,400

対象	区分	手数料	
		紙申請	電子申請
免許・許可	免許申請(新規交付/再交付/書替/有効期間の更新)特定機械検査証(書替/再交付)申請	1,500	1,450
	特定機械等の製造許可(ボイラー/第一種压力容器/クレーン等)	82,500	
	有害物の製造許可(ジクロロベンジン等)	197,600	197,100

備考

- 一 「構造検査」とは、法第 38 条第 1 項の検査のうち、ボイラー又は第一種圧力容器を製造した者が受ける検査(溶接検査を除く。)をいう。
- 二 「使用検査」とは、法第 38 条第 1 項の検査のうち特定機械等を製造した者以外の者が受ける検査及び同条第 2 項の検査(同項第二号に掲げる場合に受けるものに限る。)をいう。
- 三 「使用再開検査」とは、法第 38 条第 3 項の検査のうち、特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者が受ける検査をいう。
- 四 「溶接検査」とは、法第 38 条第 1 項の検査のうち、ボイラー又は第一種圧力容器を溶接により製造した者が当該溶接について受ける検査をいう。
- 五 「落成検査」とは、法第 38 条第 3 項の検査のうち、特定機械等(移動式のものを除く。)を設置した者が受ける検査をいう。
- 六 「変更検査」とは、法第 38 条第 3 項の検査のうち、特定機械等の一部に変更を加えた者が受ける検査をいう。
- 七 「製造検査」とは、法第 38 条第 1 項の検査のうち、クレーン、移動式クレーン、デリック又はゴンドラを製造した者が受ける検査をいう。
- 八 「つり上げ荷重」とは、クレーン、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。
- 九 「積載荷重」とは、エレベーター(建設用リフトを除く。)又はゴンドラの構造及び材料に応じて、搬器又は作業床に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。

労働安全衛生法

- 第 38 条** 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、当該特定機械等が、特別特定機械等(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録製造時等検査機関」という。)の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項(次項において「輸入時等検査対象機械等」という。)について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。
- 2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において特定機械等を製造した者は、厚生労働省令で定めるところにより、輸入時等検査対象機械等について、自ら、当該特定機械等が、特別特定機械等以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは登録製造時等検査機関の検査を受けることができる。
 - 一 当該特定機械等を本邦に輸出しようとするとき。
 - 二 当該特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者以外の者(以下この号において単に「他の者」という。)である場合において、当該製造した者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないとき。
 - 3 特定機械等(移動式のものを除く。)を設置した者、特定機械等の厚生労働省令で定める部分に変更を加えた者又は特定機械等で使用を休止したものを再び使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、労働基準監督署長の検査を受けなければならない。